

砂川市告示第 36 号

砂川市会計規則（平成 17 年規則第 31 号）第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

砂川市長 飯 澤 明 彦

記

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称 株式会社ニッセンレンエスコート

事務所の所在地 札幌市中央区南二条西二丁目 1 3 番地

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

(1) 砂川市市民部市民生活課窓口で受領する証明書発行手数料及び閲覧手数料等（キャッシュレス決済分）

(2) 砂川市総合体育館窓口で受領する使用料（キャッシュレス決済分）

(3) 砂川海洋センター窓口で受領する使用料（キャッシュレス決済分）

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（契約期間満了の 30 日前までに契約期間満了日（令和 7 年 3 月 31 日）をもって本契約を終了しない限り、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする）